

キャンセル料の発生について

【本審査の場合】

《更新受審》

現況調査票の提出期限後の受審キャンセルは、申込金相当額を違約金としてお支払いいただきます。なお、現況調査票の提出が複数回に亘る場合は、初回の現況調査票の提出期限とします。

移転・建替や自然災害、その他の不可抗力など、やむを得ない事情により訪問審査の延期を機構が認めた場合、認定有効期限後の受審キャンセルは、申込金相当額を違約金としてお支払いいただきます。

《新規受審》

新規受審病院（更新受審病院以外）については、認定の有効期限は存在しないため、初回の現況調査票の提出期限後の受審キャンセルは、申込金相当額を違約金としてお支払いいただきます。

【高度・専門機能、副機能の場合】

《更新受審》

現況調査票の提出期限後の受審キャンセルは、評価料（税込）の 25%を違約金としてお支払いいただきます。なお、現況調査票の提出が複数回に亘る場合は、初回の現況調査票の提出期限とします。

移転・建替や自然災害、その他の不可抗力など、やむを得ない事情により訪問審査の延期を機構が認めた場合、認定有効期限後の受審キャンセルは、評価料（税込）の 25%を違約金としてお支払いいただきます。

《新規受審》

新規受審病院（更新病院以外）については、認定の有効期限は存在しないため、初回の現況調査票の提出期限後の受審キャンセルは、評価料（税込）の 25%を違約金としてお支払いいただきます。

【サーベイヤー派遣の場合】

調査票（現況調査票および自己評価調査票）の提出期限後のキャンセルは、委託料（税込）の 25%を違約金としてお支払いいただきます。

【オンライン支援の場合】

事前提出資料の提出期限後のキャンセルは、委託料（税込）の 25%を違約金としてお支払いいただきます。

【講師派遣の場合】

訪問日の 14 日前以降のキャンセルは、委託料（税込）の 25%を違約金としてお支払いいただきます。

なお、上記のいずれの場合であっても、支払済みの評価料および委託料が違約金を超える場合は、その差額を返還いたします。

2022 年 9 月版